

増毛町

潮風を感じて.....

あなたと議会をむすぶ

# 議会だより



雄冬海岸

発行 / 増毛町議会 編集 / 議会広報特別委員会  
〒077-0292 増毛町弁天町 3 丁目 61 番地 TEL/53-1311



～「増毛中学校入学式」～

## 第1回定例会

専決処分・一般議案・条例の改正など .....	2～3P
各議員の賛否・補正予算 .....	4～5P
令和7年度増毛町各会計予算等審査特別委員会 ...	5～7P
町長からの行政報告 .....	8P
一般質問『ズバリ 町政のここが聞きたい!!』 .....	9～17P
議会のうごき、編集後記 .....	18P



第181号

令和7年5月7日

# 令和7年度増毛町各会計予算を可決

## 消防庁舎建設に伴い町民グランド設置条例廃止

増毛町議会第1回定例会は、3月4日から14日までの11日間の会期とし、初日には一般会計補正予算などの議案審議、令和7年度各会計予算審査のため、予算審査等特別委員会を設置。2日目には一般質問を行い、3日目には予算審査等特別委員会報告を受け、令和7年度各会計予算をいずれも原案のとおり可決しました。

審議された案件、補正予算の内容についてお知らせします。

# 令和7年 第1回定例会

3月4日～14日開催

### 専決報告

- ①議会の議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- ②特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- ③増毛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- ④第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- ⑤第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ⑥令和6年度増毛町一般会計補正予算(第5号)
- ⑦令和6年度増毛町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- ⑧令和6年度増毛町診療所事業特別会計補正予算(第4号)
- ⑨令和6年度増毛町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- ⑩令和6年度増毛町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)
- ⑪令和6年度増毛町水道事業会

計補正予算(第3号)

⑫令和6年度増毛町公共下水道事業会計補正予算(第3号)

⑬令和6年度増毛町砕石事業会計補正予算(第2号)

人事院の勧告に準じて、議会議員、特別職の期末手当、町職員及び会計年度任用職員の月例給与と期末勤勉手当等の改正並びに関連する予算を補正しました。

### 一般議案

◆損害賠償の額を定めることについて  
車フロントガラス破損事故における損害賠償額について、原案のとおり可決されました。

◎損害賠償額  
一金 17万3789円

◆損害賠償の額を定めることについて  
ノールマリーナましけにおいて発生した船体損傷事故における損害賠償額について、原案の

とおり可決されました。

◎損害賠償額  
一金 56万2950円

◆損害賠償の額を定めることについて  
町道において発生した車マフラー破損事故における損害賠償額について、原案のとおり可決されました。

◎損害賠償額  
一金 1万5400円

◆増毛港湾施設の貸付けについて  
増毛港湾敷地内の固定施設敷地を貸付けする提案について、原案のとおり可決されました。

◆町長の専決処分事項の指定についての制定について  
議会運営の効率化などを目的に、地方自治法第180条に基づき、町議会の権限に属する事項の中で特に指定した軽易な事項について、町長が専決処分

できる規定を制定しました。

## 条例の改正

◆増毛町議会の個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条例

刑法等の一部改正に伴い、関係する条例の一部を改正しました。

◆増毛町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

◆増毛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
仕事と介護の両立支援のため関係条例の一部を改正しました。

◆増毛町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）

に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

番号法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、家庭的保育事業等における栄養士の要件が拡大されることから、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町公園条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しました。

◆議会の議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

◆特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◆増毛町職員の給与に関する条

例の一部を改正する条例

◆増毛町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

◆第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
増毛町税条例の一部を改正する条例

人事院勧告に準じて、議会議員、特別職の期末手当、町職員、特別職の期末手当、町職員の月例給、期末勤勉手当、扶養手当の額及び会計年度任用職員  
の期末勤勉手当の支給割合等を改正しました。

◆増毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例

地方税法施行令の一部改正に伴い、賦課限度額の引上げを行うため、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町水道条例の一部を改正する条例

令和7年4月1日から水道メーター使用料を改定するため、本条例の一部を改正しました。

## 条例の廃止

◆増毛町用品調達販売基金条例を廃止する条例

近年は利用実績がなく当該基金の必要性が解消したため、本条例を廃止しました。

◆増毛町民グランド設置条例を廃止する条例

増毛町消防署庁舎を現増毛町民グランド所在地に建設することに伴い、本条例を廃止しました。

## 意見書

◆ガバメントクラウド利用料を地方公共団体が負担することに對して財政支援を求める意見書

国策であるガバメントクラウドの運用経費の増加が見込まれることから、国の責任において必要な財政支援を要望する意見書を可決し、内閣総理大臣ほか国の関係閣僚に提出しました。

令和7年第1回定例会 審議した議案と各議員の賛否

番 号	事 件 名	議員名（議席順）										飛内 眞吾	議決結果
		合羽井達男	川島 優	酒井 倫明	大井紀美恵	上野 剛	菅原 幸弘	小田 緑	岩崎 俊一	松倉 清道	議		
専決報告第1号	専決処分報告について（議会の議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
専決報告第2号	専決処分報告について（特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
専決報告第3号	専決処分報告について（増毛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
専決報告第4号	専決処分報告について（第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
専決報告第5号	専決処分報告について（第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
専決報告第6号	専決処分報告について（令和6年度増毛町一般会計補正予算（第5号））	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
専決報告第7号	専決処分報告について（令和6年度増毛町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
専決報告第8号	専決処分報告について（令和6年度増毛町診療所事業特別会計補正予算（第4号））	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
専決報告第9号	専決処分報告について（令和6年度増毛町介護保険特別会計補正予算（第2号））	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
専決報告第10号	専決処分報告について（令和6年度増毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
専決報告第11号	専決処分報告について（令和6年度増毛町水道事業会計補正予算（第3号））	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
専決報告第12号	専決処分報告について（令和6年度増毛町公共下水道事業会計補正予算（第3号））	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
専決報告第13号	専決処分報告について（令和6年度増毛町砕石事業会計補正予算（第2号））	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
議案第1号	損害賠償の額を定めることについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第2号	損害賠償の額を定めることについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第3号	損害賠償の額を定めることについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第4号	増毛町用品調達販売基金条例を廃止する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第5号	令和6年度増毛町一般会計補正予算（第6号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第6号	令和6年度増毛町診療所事業特別会計補正予算（第5号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第7号	増毛港湾施設の貸付けについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第8号	増毛町議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第9号	増毛町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第10号	増毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第11号	増毛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第12号	増毛町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第13号	増毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第14号	増毛町公園条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第15号	増毛町民グランド設置条例を廃止する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第16号	議会の議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第17号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第18号	増毛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第19号	増毛町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第20号	第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第21号	増毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第22号	増毛町水道条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第23号	令和7年度増毛町一般会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第24号	令和7年度増毛町国民健康保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第25号	令和7年度増毛町観光施設事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第26号	令和7年度増毛町診療所事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第27号	令和7年度増毛町介護保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第28号	令和7年度増毛町後期高齢者医療特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第29号	令和7年度増毛町港湾整備事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第30号	令和7年度増毛町水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第31号	令和7年度増毛町公共下水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第32号	令和7年度増毛町砕石事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第33号	町長の専決処分事項の指定についての制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
意見書案第1号	ガバメントクラウド利用料を地方公共団体が負担することに対して財政支援を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

※○は賛成、×は反対、欠は欠席、除は地方自治法第117条の規定による除斥、「議長」は議長のため採決に加わらなかった。

# 令和6年度補正予算概要

主な補正内容について説明しています。千円以下の端数については省略しています。

## 一般会計

歳入歳出 **8,247** 万円の増額  
 総額 **52億9,073** 万円に

### 歳入

普通交付税…………… 4,771 万円増  
 国庫支出金…………… 4,511 万円増  
 道支出金…………… 552 万円減  
 町債…………… 590 万円減

### 歳出

減債基金積立金…………… 1,441 万円増  
 公共施設整備等基金積立金… 3,000 万円増  
 物価高騰対策事業費…………… 4,687 万円増  
 低所得世帯等支援事業…………… 2,516 万円増  
 療養給付費負担金…………… 1,147 万円減  
 新型コロナワクチン接種事業… 803 万円減  
 消火栓整備事業…………… 698 万円減

## 診療所事業特別会計

歳入歳出 **4,797** 万円の減額  
 総額 **1億5,328** 万円に

### 歳入

診療報酬収入…………… 1,624 万円減  
 一部負担金収入…………… 263 万円減  
 その他の診療収入…………… 476 万円減

### 歳出

施設管理費…………… 441 万円減  
 医業費…………… 39 万円減



## 令和7年度 増毛町各会計予算等審査特別委員会開催

増毛町議会は町より提案された、令和7年度各会計予算案並びに関連する条例改正・廃止などの議案審議のため、特別委員会（委員長 大井 紀美恵）を設置し、3月4日、13日、14日の3日間にわたり審議を行いました。

令和7年度当初予算については、前年度当初予算と比較し、0・5%の増となっています。3日間にわたり活発な質疑を行った結果、原案どおり決定することを決め、閉会しました。特別委員会で審議された内容、質疑等を要約し、一部掲載いたします。



～活発な質疑を経て原案どおり決定された 令和7年度予算案～

## 委員会質疑内容

### 【財政調整基金運用利子】

▽菅原委員 昨年度と比べて大幅に増加した要因と基金総額は、  
 ▼企画財政課長 昨年に北海道

債を購入したことによる運用利子の増加で、財政調整基金の総額は今年度末で16億6500万円の見込みとなっている。

### 【頑張り増毛応援寄附金】

▽松倉委員 令和6年度の最終的な寄附見込額と経費率、7年度における事業の変更点等は、  
 ▼企画財政課長 寄附見込額は5億円に届くかどうか。経費率は国が定めた50%としている。7年度の変更点はない。

【町債】

▽上野委員 町債の中に指定金融機関から借りる銀行等引受地方債はあるのか。指定金融機関変更により、条件や約定に影響が出るものか。

▼企画財政課長 影響は特になく、指標としている金利の違いにより、変更後の利率のほうが若干低くなる。

【空き家等除却補助金】

▽松倉委員 令和6年度の除却件数と決算見込み、7年度の予定件数は。物価高騰やアスベストは加味されているのか、今後の増額の検討は。

▼町民課長 6年度は44件、補助金額は約2019万円。7年度は20件の予定。物価高騰やアスベストは加味していないが、法律改正や費用の増加を考慮して、他市町村の動向を注視しながら検討したい。

【果樹園拠点整備工事費】

▽菅原委員 5年度の土地購入から、今回の予算まで総額でい

くらになつてきているのか。だんだん金額が膨らんでいる。

▼企画財政課長 5年度の用地取得で161万6千円、6年度の実施設計で1160万5千円、7年度の予算は工事管理委託で、402万6千円、工事請負費が1億3507万7千円、備品購入148万5千円で、合計で1億5383万3千円である。

▼町長 当初は5千万くらいで考えていた。後から曳家工事やトイレなどいろいろな部分で膨らんできた。1億5千万円のうち半分は交付金を申請している。残りは過疎債を入れて、建設費については町の持出しは限定されると考えている。

【同窓会支援事業補助金】

▽小田委員 5年度の実績と6年度の見込みは。

▼企画財政課長 5年度は7件、補助金額は29万円。参加人数については、町内97人、町外98人、合計195人となっている。6年度は7件、補助金額は34万4千円。参加人数は町内105人、

町外者が97人、合計202人となっている。

▼町長 昨年相談があり、若者の同窓生が減少しており、規定の人数を集めるのが大変、だということ、条件を12人以上に下げた。毎年実施していただきたい。

【ひきこもり対策事業謝金】

▽小田委員 町内のひきこもりの方の推計は。支援はどのようなものか。

▼福祉厚生課長 民生委員児童委員協議会に調査協力依頼をしているが全体を把握し切れていないため、情報収集を続けていく。ひきこもりの方や家族に対しては、まずは社会福祉士による相談支援を予定しているが、関係各所と連携して必要な支援をしていきたい。

【明和園指定管理料】

▽酒井委員 予算額が昨年度から半減した理由は。

▼福祉厚生課長 養護が満床であることや老人保護措置費や処

令和7年度 増毛町各会計当初予算額

＜一般会計・特別会計＞		＜企業会計＞	
一般会計	50億7,400万円	水道事業会計	2億2,956万3千円
国民健康保険特別会計	4億7,070万円	公共下水道事業会計	2億7,949万9千円
観光施設事業特別会計	2,180万円	砕石事業会計	2億2,070万3千円
診療所事業特別会計	1億3,530万円	【3企業会計合計】	7億2,976万5千円
介護保険特別会計	6億7,760万円	各会計合わせて <b>総額 72億3,066万円5千円</b> (※前年当初予算比 +0.5%)	
後期高齢者医療特別会計	1億 20万円		
港湾整備事業特別会計	2,130万円		
【7会計合計】	65億 90万円		

遇改善加算額が改定になったことと、明和園の収入が増えたため。特養の入所者も定員の8割ほどまで増やしていきたい。

【敬老祝品費、敬老会賄委託料】

▽合羽井委員 敬老祝品費と敬老会賄委託料の内容は。

▼福祉厚生課長 敬老祝品は市街地区該当者1人あたり、3000円の町商工会商品券870名分。賄委託料は市街地区以外の自治会分として、1人あたり、3000円の500名分。7年度から敬老会を開催する自治会に対して1000円を加算する。

【児童手当】

▽菅原委員 予算額が前年度と比べて大幅に増えている理由は。

▼福祉厚生課長 昨年10月の制度改正に伴い、支給対象年齢が15歳から高校生年代の18歳になる年度末までに改正されたほか、所得制限の撤廃や3人目以降の支給額が月1万5千円から3万円に増額になるなど抜本的な改正により、児童手当の支給総額

が増えたため。

【農業振興事業補助金】

▽松倉委員 有害鳥獣被害苗木補助事業に関して、食害分はどのような想定をしているか。植

替えは同じ作物が対象か。

▼農林水産課長 去年のエゾシカによるリンゴの樹皮被害に伴い、植替えが必要になった果樹の苗木購入費に対する補助で、同一作物に限らず違う作物も対象とする予定である。

▽松倉委員 リンゴを植替えてから商品になるまで何年かかるのか。

▼農業委員会会長 2〜4年はまず木を大きくするために実をつけることはしない。経済的に流通させるまでのリンゴは5年以降となる。

【海洋変化対策資金借入金利子補給金、海洋変化対策資金保証料補給金】

▽松倉委員 現段階でどのような状況か。漁協はじめ関係各所と情報の共有は。また全道的な

ホタテ採苗不振と聞いているが、今後、国、道と支援策等を協議する予定は。

▼農林水産課長 借入予定の事業者は8経営体。情報共有について、4月からの借入申込み

に向け、支障がないよう漁協はじめ関係機関と情報共有をしている。また現段階では国、道への支援要請を行っていないが、道では採苗不振に係る調査研究を今後進めていく予定であり、町としても今後、国や道関係機関と情報共有し、必要に応じ支援策を協議検討していく予定である。

【下水道会計】

▽小田委員 下水道管が敷設されて何年経過しているか。点検

はどのように行われているのか。  
▼上下水道課長 下水道管の法定耐用年数は50年で3月末で25年経過する。平成29年度から場所を決めてほぼ毎年点検を実施しており、今まで管の破損に繋がるような異常は発見されていない。

町政はあなたのために  
～議会を傍聴しませんか？

議会はどこでも傍聴することができます。気軽においでください。

◆町議会の定例会は、年4回（3・6・9・12月）開きます。

◆町議会の臨時会は、必要に応じて随時開きます。

議会の日程や傍聴規則など、詳しい内容は議会事務局までお問合せください。

行政報告

令和7年第1回定例会では、町長から4点について報告がありました。



町長 堀 長  
約して町民の皆様にお知らせします。

①町まちづくりプランについて  
今年度は、第6期まちづくりプランの最終年度となることから、これまでのプランを踏襲し、重要業績評価指標であるKPIの達成状況などの検証を行い、町民アンケート、パブリックコメントを参考に、全5回の会議を重ね、令和7年4月から始まる新たなまちづくりプランを策定しました。「自然の恵みを活かすまちづくり」をはじめとした5つの基本目標を軸に、まちづくりのテーマである「だれもが住みたい・住み続けたいふるさと増毛をめざして」を基本とし、これまでのまちづくりの集大成となるプランが完成し

ましたので、多くの皆様にご一読いただければと思います。

②重点支援地方交付金事業について  
全国一律にて行われる低所得世帯支援は、非課税世帯に対して給付される3万円に、18歳未満の子ども1人あたり2万円を加算して、現金が給付されます。

独自に実施する推奨事業としては、物価高騰により、消費が冷え込んでいる課税世帯に対し、商工会商品券2万円分に18歳未満の子ども1人あたり1万円分を加算して配布します。

オーベルジュまじけへの支援や、酒米高騰への対応として、酒蔵及び酒米生産農家への支援を実施することにより、物価高騰の影響を受けた生活者及び事業者を引続き支援していきます。

③ふるさと納税について

今年度のふるさと納税による寄附は、2月末現在、4億8700万円となっております。受入額は、前年度との比較で9.3%

5000万円ほど減少して

ますが、これは特産品や配送料などのコスト増加に加え、国の制度変更への対応により、返礼品に対する寄附額を変更したことが影響し、減少したものと分析しています。

ふるさと納税では、まちの特産品をお礼として送っています。が、人気となっている数の子、タコ、エビ、サクラソバなどは、増毛を代表する地場産品であり、全国3万件の皆様に、当町の味覚をお届けし、まちのPRができていくものと考えています。

寄附金の使い道については、「子育て」「医療、福祉」「産業」「観光」の振興に加え、「増毛山道」など個別事業を応援することができ、各施策の貴重な財源として有効活用しています。

ふるさと納税は、町内の各産業に好影響を与え、全国に増毛を知っていただく機会と考えていますので、今後も親切、丁寧な対応を行い、増毛に寄附をして良かったと感じていただけるよう、国のルールを遵守しながら

ら推進していきます。

③降雪、除雪の状況について

除雪にご苦労いただいている増毛町産業振興協同組合をはじめ、町民の皆様、関係各位に深く感謝申し上げます。

町道については、道路幅や見通しの確保を図り、安全性を保持し、生活が不便にならないように、自治会の皆様と協力し、点検、除雪、排雪を実施していきます。

雪が降る時間や、大雪の影響によりご不便をお掛けすることもあります。ご理解とご協力をお願いします。2月中旬までの留萌地区の累積降雪量は393cmと、これまでの平均より89cm下回っていますので、このまま推移しますと、除雪経費は現在の予算内で落ち着く見通しです。ロードヒーティングは、昨年同様に2路線を2月末で停止していますが、3月については、滑り止め対策として碎石を散布し、電気料金の節約と事故防止を両立させていきます。

# 一般質問 ズバリ 町政のここが聞きたい!!



今回の第1回定例会の一般質問は、本会議2日目の13日に行われ、4名の議員が8項目について、質問しました。

議員からの質問、町側の答弁の内容を要約して、町民の皆様にお知らせします。

## ※一般質問とは？

議員が町の行財政全般にわたって、町長などの執行機関に、疑問点をただし、将来に対する考え方や取り組み方の説明を求めることです。

増毛町議会では、年4回の定例会で一般質問をすることができます。

(参考：全国町村議会議長会議員必携より)



かわい たつお  
**合羽井 達男 議員**

- ① 公営住宅などの再編整備について
- ② 自治会活動と再編について



さかい みちあき  
**酒井 倫明 議員**

- ① 有害鳥獣対策事業について



おだ みどり  
**小田 緑 議員**

- ① 高齢者等見守り支援サービスについて
- ② 認定こども園あつがるの運営について
- ③ 観光ボランティアの育成支援(カルチャーツーリズムの振興)について



おおい きみえ  
**大井 紀美恵 議員**

- ① 消防庁舎建設事業等について
- ② 町民の移動手段の維持・確保等について

### 公営住宅などの再編整備について

#### 合羽井議員①

**Q** 公営住宅の今後の方針は

**A** 2階建て住宅等は若年層や技能実習生向けに活用を検討したい

#### ○合羽井議員



町まちづくり

プランにおいて、公営住宅等管理戸数は305戸と

なっており「今後は住生活基本計画、長寿命化計画による将来人口を想定した再編整備が必要」とある。

- (1)公営住宅等の建設年度は。
- (2)公営住宅等の入居状況は。
- (3)管財係が管理している住宅の場所と入居状況は。

#### ○町長

(1)簡易耐火の阿分団地、弁天団地、南暑寒5丁目団地、暑寒共

栄団地、駅前団地は、昭和45年

から平成元年に建設され、築年数は36年から54年経過している。

そのうち、耐用年数45年を超える戸数は91戸中58戸となっている。

耐火構造の舎熊いちご団地、アップル団地、すまいる団地、サーモン団地、はまなす団地、

さくら団地は、昭和63年から令和2年に建設され、築年数は5

年から37年経過している。耐火建築物の耐用年数は70年とされ、

耐用年数は超えていない。

(2)現在、入居戸数は266戸、空き家戸数は39戸となっている。

さらにその中で耐用年数を超え、大規模な修繕を伴う空き家につ

いては17戸あり、政策的に空き家として管理し、現在入居募集は行っていない。

(3)旧信砂小学校敷地内にある旧教員住宅4戸のうち入居中が2

戸、旧舎熊駅前にある旧舎熊小学校教員住宅3戸のうち入居中

が2戸、雄冬地区国道231号

沿いにある旧雄冬小中学校教員住宅1棟2戸はすべて入居中

である。

#### ○合羽井議員

耐用年数45年を過ぎている簡易耐火住宅がかなりあると思うが、その住宅の解体等も含めて今後の計画などはあるか。

#### ○町長

場所によってある程度不便なところは入居者がいなくなれば解体していくが、南暑寒町5丁目団地は、場所的には非常に良いということ、屋根、外壁等

も状態は悪くないので、若い人や技能実習生が入れるような住居としても検討していきたい。

#### ○合羽井議員

公営住宅法の決まりで、所得があり入居者資格に該当せずに困っている方がいるが、空き部屋に入居させる方法はないか。

#### ○町長

所得が相当あれば入れないが公営住宅法の住宅を廃止して用途変更すると入居ができるのではないかと。また2階建ての場合は、高齢者がなかなか住めない状況もあるため、若い方ならリフォームして住めるのではないかと。いろいろ検討しながら

進めていきたいと考えている。

#### ○合羽井議員

管財係が管理している住宅について、一軒家も含めてある程度年数が経っていないものを整備しながら入居方法を考えてほしいが。

#### ○町長

管財係が管理している住宅は、旧小学校・中学校の教員住宅等である。市街地から遠いこともあり、耐用年数がかなり過ぎている住宅、古くなっていく住宅には新たな入居は考えられない。今後退去した時に取壊し等を検討していきたい。



自治会活動と再編について

合羽井議員②

Q 自治会の再編は考えているのか

A 自治会からの相談に応じて地域住民と共に協議に立会う

○合羽井議員

深刻な大規模災害に見舞われた市町村では、近隣住民の助け合いや支え合いが重要な役割を果たす。当町まちづくりプランにおいて「過疎化や高齢化に対応した自治会の再編を検討する」とある。

(1)現在、自主防災組織は何組の結成か。  
(2)自治会の再編を検討しているか。  
(3)地域担当者等で、自治会役員を担っているところがあるか。

○町長

(1)町内の全57自治会のうち、36区と45区が合同で設立しており、

10組織で11自治会である。

(2)自治会の再編は、自治会や地域の方々が自治会役員のなり手不足や会員数の減少により、自治会の存続・運営が困難になるなどの相談があった場合に、再編について地域住民の皆様と共に町が協議に立会い、話合うが、町が自治会の再編を主導するということではない。

(3)情報提供や地域で解決しきれない課題を検討するため、職員を各連合自治会に配置しているが、令和6年4月現在で21人の職員等が役員を担っている。

○合羽井議員

自主防災組織は11自治会だが、なかなか増えていかない状況だと思ふ。10区は組織図は作っていないが、ある程度避難方法を確約したり、普段からコミュニケーションを取るようになっている。防災組織がなくても補助金など、別な方法はないか。

○町長

当町では、設立時の提出書類を非常に簡素化している。10区は町内で一番、防災組織が活発

に動いていると理解している中で、役割分担などを入れて書類を提出すれば簡単に組織とすることができると留萌管内では遠別町、苫前町、小平町が100%の組織率だが、自治会の加入者全員と見なしていると推測している。当町は届出してもらおうことにしているので、約21%の組織率にしかなっていない。

○合羽井議員

組織的には簡単だと思ふが、人数的に少ない戸数の自治会もある中で、再編を考えないとなかなか組織づくりもできないと思ふ。今のままでは関心も無く、人数的にも少ないと行政の手伝いが無ければやっていけないと思ふが。

○町長

令和4年11月に「自治会の統合再編に伴う調査」を連合自治会に依頼したが、「不必要」と回答があったのは3連合自治会で、5連合自治会からは回答もなかった。再編については、テールの上には乗っていないと感じた。ただ、世帯数が1桁の自

治会がたくさんあり、1人になれば自治会とは言えないため、他の自治会に再編を促すことはできるかも知れないが、2人の場合は町からは言うことはできない。

○合羽井議員

3世帯で自治会としてはどうなのか、ある程度いないと活動もできないかと思ふ。郡部で職員が役員をやっている自治会はないと思ふが、地域担当者に割当てられている職員が役員などができるのか。また、要請があった時はどうか。

○町長

地域担当者が役員をする想定はしていない。また、役員を要請されるのは、例えば会計を職員がやるということだと思ふが、そこまでは職員は入っていないと考えている。そこに住んでいる職員が、その役員をやるということである。他の地区の役員までできないと判断している。

### 有害鳥獣対策事業について

#### 酒井議員①

**Q** 駆除に対する出勤報酬や報償金などの引上げが必要では

**A** 猟友会などからの要望を聞きながら検討していく



○酒井議員

(1)有害鳥獣被害防止電気柵更新補助金は平成22・23年度に設置した

電気柵の老朽化で漏電が発生していることから、農業者に補助率1/2の補助金を交付する事業だが、前回は何か所に設置し補助率は同じだったのか。今回は何か所を想定しているのか。(2)狩猟免許等取得補助金は、5名分の予算であるが、実際に見込まれるのは何名か。(3)河川立木伐採事業は、エゾシカやヒグマの出没を防ぎ、果樹

被害及び地域住民の不安解消を図ることが目的で、暑寒別川200mが予定されているが、それ以外の地域に対する対策は。

(4)有害鳥獣運搬業務は、委託する時期は4月から5月上旬の委託会社の閑散期で、それ以外は担当課職員が対応することだが、閑散期以外の委託はできないのか。(5)駆除に対する出勤報酬や報償金、スノーモービルの借上料など、今後は状況を見ながら引上げが必要になるのではないかと

#### ○町長

(1)前回設置した際は、町鳥獣被害対策協議会が実施主体となり、国の交付金により事業を実施しており農業者の負担はない。町内全域の農地に53・8km設置している。箇所数は想定していないが、概ね2km程度になる。(2)現在3名が見込まれ、他に2名が既に狩猟免許を取得しており、猟銃の取得を検討中である。(3)令和5・6年度で新信砂川を実施しており、その他の地域は関係機関と協議し実施を検討し

していく。

(4)年間の業務繁忙期は主に4月、5月、10月、11月で、10月、11月の委託は事業者も繁忙期となっておりことから難しいと考える。また他の時期については、1か月の出勤回数が少なく不定期なため、本業務への人員確保は難しいものと考えられる。今後、可能性について事業者と協議していく。

(5)出勤報酬、捕獲報償金、スノーモービル借上料は、6年4月に引上げをしており、今後も猟友会などからの要望を聞きながら検討していく。

#### ○酒井議員

道内の15市町村でヒグマ駆除報酬の引上げを検討しているという新聞記事があった。国はこれまで1頭当たり8千円の交付金を支給してきたが、熊による農業被害に関する対策事業を新設して、最大で300万円を交付する。国の交付金と合わせて現在の駆除報酬3万円から6万円に設定する自治体もある。町は現在どのような金額を支給

しているのか。

#### ○農林水産課長

ヒグマの出勤報酬は6年4月に改定をして、4時間以内で7900円、4時間以上出勤した場合に15800円支給することとしている。

捕獲報償金は、猟銃で捕獲した場合は1頭3万円、錯誤捕獲、箱わな等で捕獲した場合は1万円を交付している。

#### ○酒井議員

道内自治体で市街地での猟銃発砲を巡る猟銃免許の取消しから始まった一部地域での協力体制の崩壊、国の市街地に出没する熊の積極的な捕獲を可能とする方針転換にいたる経緯について、町はどのように考えているか。

#### ○町長

一番大事なことで難しくなるのが、市町村長が緊急銃猟が可能かどうかを見極めることである。住居に侵入したり、銃以外では困難など条件があり、今年の秋までに施行されるということなので、猟友会としっかり協議をして進めなければならない。

### 高齢者等見守り支援サービスについて

#### 小田議員①

**Q** 年齢要件を75歳以上に限定する必要はないのでは

**A** 75歳未満でも必要と判断した場合には対象とする

○小田議員



高齢者等見守り支援サービスを運送業者に委託し、IoT電球を

設置、24時間使用が確認できない場合、登録した家族などにメールで通知し、家族などの依頼により委託事業所が訪問を行う事業を開始している。

(1) 孤独死等の防止に、大変有用なサービスだが、まだ広く認知されていないように思う。今年度の実績、今後のPR方法は、(2) 一般社団法人日本少額短期保険協会の孤独死対策委員会が2

022年に発表した「第5回現状レポート」によると、2022年の孤独死者の平均年齢は男女ともに61〜62歳、20代の若者も5%を占めており、年齢要件について「75才以上」に限定する理由はないのでは。

○町長

(1) 2件利用を開始している。事業内容の問合わせや相談が増えてきているので、これから利用件数が増えると考えている。今後のPR方法については、定期的に町広報に掲載していくほか、各種会議の開催時に周知をして、利用者の拡大を図る予定である。

(2) 後期高齢者を対象者と考えているので、基本的に75歳以上としているが、75歳未満の方でも相談していただき、見守り支援が必要な方だと判断できれば、対象者とすることができる。75歳未満の方の相談について広報等に掲載し、多くの方に知っていただくとともに、見守り支援を利用してもらうことで、孤独死などの防止に繋がっていき

○小田議員

具体的な例示としてセルフネグレクトなど本人は助けを求められなくても、周囲が危険と判断した時には地域包括支援センターに相談をして、介入するという流れができるか。

○町長

町民から相談があった場合は、進めていくことができると思っています。

#### マシーのはてなワード

### セルフネグレクトって何？

「自己放任」ともいわれる。自宅で暮らしている高齢者などが、食事や着替え、病気の治療など、本来であれば生活の中で行なうべき行為をしない、あるいはできないために、心身の安全や健康が脅かされる状態を指します。

若年層でも増えていると指摘されており、今は親がいることで生活を維持できている人も、親が亡くなった後、生活能力の乏しさからセルフ・ネグレクトに陥ることが危惧されます。



#### マシーのはてなワード

### IoT電球って何？

IoT(Internet of Things)は、「モノのインターネット」とも呼ばれ、さまざまな物体がインターネットを通じて相互に通信し、データをやり取りする仕組みを指します。

高齢者等見守り支援サービスで使用されるIoT電球は、LED電球と通信機能が一体となった電球で、点灯/消灯を前日朝9:00〜当日朝8:59の間計測し、点灯/消灯の動きが無い場合、当日9:00〜10:00の間に事前に設定した通知先へメールでお知らせします。



認定こども園あつぷるの運営について

小田議員②

Q 使用済みおむつの園処分に踏み切るべきでは

A 管理方法や処分方法を含め、前向きに検討する

○小田議員

(1)こども園の床のワックスがけや行事の前日などには、時間外保育が中止となると聞いた。行事のたびに、こども園側の都合で時間外保育が中止になるのは、育児と仕事の両立の妨げとなる。早朝保育、時間外保育が中止になった日数は何日あるか。その理由は。(2)国より発出された事務連絡によると「使用済みおむつの園処分」を推奨し、それに対する補助事業である「保育環境改善等事業」も打ち出しているが、こども園においては、依然として保護者が持ち帰る対応をしてい

る。負担軽減のため、社会情勢や国の動向も踏まえ、おむつの園処分に踏み切るべきでは。少なくとも保護者に意向調査をすべきではないか。

○教育長

(1)令和6年度に早朝保育を中止したのは、入園式当日、ワックス掛けが終了した翌日、卒園式当日、お盆期間の4日間の合計7日間である。時間外保育を中止にした日数は、ワックス掛けの前日、運動会の前日、発表会の前日、年末の保育終了日、お盆期間の4日間で合計8日間である。7年度は、入園式当日は早朝保育を実施し、ワックス掛けの前日準備についても時間外保育を実施する予定である。なお、本件については保護者から園への要望はなく、こどもたちのための環境整備と行事準備による中止であると、理解していると認識しているが、今後については可能な範囲で職員の配置に考慮しながら検討していく。

○町長

(2)使用済みおむつに関して、保

護者によるこどもの体調把握のため、園の衛生管理も最小限で済むことから持ち帰りで対応している。当町では国の制度より拡大し、町独自の保護者負担軽減策として保育料を完全無償化とし、保護者負担の軽減に努めている。現在、保護者から園への要望はないが、園による使用済みおむつの処分について、管理方法や処分方法を含め、前向きに検討する。

○小田議員

保護者からの園への要望が無いということだが、自分のこともがお世話になっていて保育教諭にはなかなか直接伝えられないと思う。ニーズがないわけではないが、伝えられないのが現状だと思う。保護者に無記名で意向調査をしてもらえると、いろいろなニーズを汲み上げられるのではないか。

○町長

皆さんの声を聞きながら進めていくことは必要だと思っっている。要望ができない園ではないと思うが、意向調査ではなく、

無記名の目安箱のようなものを置くほうが良いと思う。

○小田議員

保護者の負担も減るが、保育教諭の負担も減るという記事も見かけた。紙おむつを園で用意して、その実費を園に支払うことで保育教諭と保護者の軽減もできないか。

○教育長

いろいろな方法があるので参考にするが、進めるにあたって、町長、副町長、私、園長、担当課長、様々な意見が出て、総合的に町長が判断したことなので、これから詳細を詰めながら進めていきたい。



### 観光ボランティアの育成支援について

小田議員③

**Q** 観光ボランティアガイドの後継者育成は

**A** 観光協会と連携し募集を進める

○小田議員

カルチャーツーリズム（文化体験）は、当町が目指すべき観光の形の一つだと確信しているが、この素晴らしい活動を次世代に繋げていかなければと考える。文化庁は「魅力的な文化財活用推進事業」「高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業」「文化財多言語解説整備事業」などを推し進めているが、ボランティアガイドによって得られる体験は、まさしく「知的好奇心を満たす高付加価値なコンテンツ」である。観光ボランティアガイドの次世代育成はもちろんのこと、国の事業の活用も視野に、思い切ったカル

チャーツーリズムの振興を検討してはどうか。

○町長

町観光ボランティアガイドは、近年では旅行ツアーや個人旅行など年間20件ほどのガイドを行っている。ガイドの5名は全員80歳代となり、この活動を継続させるには、後継者の確保と育成が喫緊の課題であることは認識している。後継者の確保は、日中に時間が取れる方々に対してガイドを募集することになると考えており、観光協会と連携し、広報誌に募集記事を定期的に掲載するとともに、生きがい活動事業団、さくらコミュニティ学級への参加呼びかけを検討していく。文化庁事業の活用は、外国人の入込数などが要件を満たさず、採択は難しいと考えている。当町は現在、文化体験も含まれているアドベンチャーレベルの推進に力を入れており、文化体験の推進について調査・研究を進めていきたい。

○小田議員

これからはボランティアで

あつても無償では育たないのではないか。

○町長

3年ほど前からガイド1回につき、1000円分の商工会商品券を渡している。

○小田議員

文化庁事業に見合う外国人の入込数はどれくらいなのか。

○商工観光課長

文化庁事業の要件では、外国人観光客の入込数の目標値と推計方法を設定することとなっていることから、採択は難しいと判断している。

○小田議員

目標値と推計方法を設定してこの事業に手を挙げることは考えられないのか。

○町長

文化庁の補助事業の採択要件はハードルが高いので、アドベンチャーレベルの推進に取組む中で、旧商家丸一本間家や増毛小学校旧校舎などを生かした文化体験についても研究していきたいと考えている。

○小田議員

手話通訳ができる方がおり、夏に観光ボランティアガイドの通訳をしていることは、すでに文化財多言語解説整備事業にあたるのではないかと。町内には外国人技能実習生もいて、多言語通訳に巻き込むことができれば、素晴らしい観光資源になるのではないかと。

○町長

手話や多言語の対応も必要と思うが、まずは増毛の歴史・文化を語ることができるとガイドの人材確保・育成を進めていきたい。多言語の対応は翻訳機が有効と考えている。



### 消防庁舎建設事業者等について

#### 大井議員①

**Q** 原案が示されたが変更の可能性はあるのか

**A** 設計業者と話合って不都合が生じた場合は変更していく



○大井議員

令和7年度

今後どのように進めていくのか。

(1) 消防庁舎建設予定地、消防庁舎設計図面の原案が用意されていたが、不都合が生じた場合は変更も考えているか。

(2) 専門部署である消防職員と話し合いをするとしていたが、話し合いは進んでいるのか。また、その結果や経過などを聞くことができるか。

○町長

(1) 提示した設計図は、あくまで

も原案で、最終的な設計図ではない。検討を進める中で不都合が生じた場合は、解消すべく変更していく。今後、基本・実施設計に移るが、経験豊かな実績のある専門の設計業者と検討を重ね、話し合いながら創意工夫を凝らした庁舎の設計にあたる。

(2) 消防職員との面談は、1月末に3日間、連日約1時間かけ、全員と行った。原案を基に、要望や変更すべき点等を話し合い、各部屋の役割や間取り、スペースの立体的な使用方法等について検討を重ねた。結果や経過は今後、設計業者等の話し合い時に確認する予定である。

○大井議員

既に基本・実施設計が出来上がっていると思うが、この場合3日間の話し合いについて報告はできないということか。

○町長

まだ基本・実施設計の手前の段階である。いろいろな話し合いがあった。例えば、廊下は必要なのか。食堂は個人的な居室スペースなので外部の人は入れな

いと言われたが、食堂は昼だけであれば会議室と兼用できないのか。書庫を応接室と一緒にできないか。個人の机はいるのかなど、いろいろな検討している。

それをまとめて、設計業者と話し合う。これまでは、事業を進める時に、職員全員で考える事になかった。消防職員全員が考えたという事が一番大事なことだと思っている。将来、役場庁舎も建てる時には、職員全員でこういう職場にしたいと考えて、建築できればと考えている。

○大井議員

原案を作った人は誰か。役場建設課の担当者なのか。

○消防長

設計図は、消防職員が引いている。その図面を建設課に確認してもらっているが、あくまでも消防職員は設計としては素人なので、専門である設計業者と検討しながら建設にあたりたいと考えている。

○大井議員

近隣の消防署などを視察した経験はあるか。

○町長

視察した経験はないが、職員・団員が一同に集合できるような造りにはしない。1㎡変わると100万円近く費用が掛かるので、コンパクトで機能性のある庁舎を考えるよう職員に伝えたが、2〜3人の職員は、これなら小さいからダメだと言ってきた。この中で何とか考えたいと言った職員もいる。大きくしてくれという要望会ではないと答えている。他を見たからどうというのではなく、私の政策として進めたいと考えている。



### 町民の移動手段の維持・確保等について

#### 大井議員②

**Q** 町内の団体の会合などにスクールバスは利用できるのか

**A** 児童生徒の通学に支障が生じない範囲で対応していきたい

#### ○大井議員

(1) J R 留萌線留萌・増毛間の廃止に伴う代替輸送について、乗車料金は変わっていないが、町がタクシー会社に支払う経費は近年の物価高騰により増加していると思う。代替輸送基金は5000万円からスタートし、令和7年1月末現在で約2800万円確保されているが、この事業の継続を考えているか。  
(2) あつぷるハイヤーやスクールバスの臨時的な運行について決まりごとはあるか。

#### ○町長

(1) 本事業は、町民の移動手段として大切なものであると認識し

ているので、継続していきたいと考えている。

(2) あつぷるハイヤーの臨時運行は、消防出初式や二十歳の成人式など各種行事、イベント限定で運行していたが、その他団体等の会合についても事前の申込みにより運行を検討していく。スクールバスの臨時運行は「増毛町町有バスの目的外使用基準」に基づき、児童生徒の通学に支障が生じない範囲において運行している。

#### ○大井議員

スクールバスが臨時的に運行できる場合はどういった場合なのか。町が管理・補助している団体、自治会の総会、食事会、研修旅行、スポーツ協会に加入している団体、町に後援会を置く団体の総会など、人数がある程度多くなつた場合には開催場所が限られている。そういった場合にはスクールバスの都合が付く場合には対応できるのか。

#### ○町長

民間のバス会社がなくなり、団体の移動手段がなくなつた

で、町はできるだけだけ町民の団体に町営のバス、スクールバスも含めて対応していきたいと考えている。

#### ○大井議員

廃止になつた翌年の平成29年3月の人口は4537人、今年の2月現在では3489人と約8年で1048人減少しているがさらに減少してもずっと続けていくのか。

#### ○町長

留萌に向かうタクシーは早朝と夜しかないもので、この基金があるうちは進めていく。基金は令和9年3月31日までとなっているので、その後どのようにするのか検討したい。



## 「議会だより」について ご意見をお寄せください

議会広報特別委員会は、より見やすい、親しまれる「議会だより」づくりを目指しています。ご意見やご感想、どんなことでも結構です。どうぞ、議会事務局までお寄せください。

連絡先 電話53-1311 (議会事務局 直通)



編集後記

ロイターに「ゴールドの価格はアメリカ合衆国トランプ大統領が関税競争をエスカレートさせるのと歩調を合わせ、過去最高値を次々と更新して、4月11日に史上最高値をつけた。大統領選直後2024年11月14日の安値からの上昇率は28%に達した」との記事がありました。

(2025年4月16日)。

ゴールドはトランプ大統領が相互関税の詳細を発表した4月2日以降、金融市場に広がる混乱の逃避先になってきているように、米ドルと米国債に対する不安の高まりもゴールド価格の高騰につながっているようです。また、ゴールドの需要を支えているのは「投資家による買い」「各国中央銀行の買い」「中国とインドの消費者需要」なの

だそうで、世界最大のゴールド消費国である中国でも株式市場の先行き不透明感から、個人による需要が今後も堅調に推移しそうだと書かれています。

こうした地政学リスクやコロナ禍後のインフレ懸念等による世界のゴールド需要の高まりは、実は北海道にも影響を及ぼしているようで、かつてゴールドの採掘が行われていた長万部、黒松内、遠軽、紋別といった地域の旧鉱山では、外資系企業が再開発を模索する動きが相次いでいるようです。

ちなみに、当町ではどうかといたしますと、『吾等が郷土』(増毛尋常高等小学校/1934年刊)に、「本町に於て特に記述する物なし。暑寒別岳裏にごく少量の金が埋蔵されしを近時金の暴騰により町の一有志が調査中なるを聞く。云々」との記述があります。石英脈、硫化鉄鉱の細脈が多く、局部的には塊状部分も認められる程度とこのとで、ゴールドラッシュの期待はできなさそうですよ。

(至成)

議会のうごき

2月

- 4日 市町村議会議長と市町村長との意見交換会(初山別村)
- 5日 議会だより 180号発行
- 14日 総務文教・産業厚生合同常任委員会
- 17日 留萌管内町村議会議長会臨時総会(羽幌町)
- 28日 議会運営委員会

3月

- 4日 全員協議会  
令和7年第1回定例会(第1日)  
令和7年度各会計予算等審査特別委員会
- 13日 令和7年第1回定例会(第2日)  
令和7年度各会計予算等審査特別委員会
- 14日 令和7年第1回定例会(第3日)  
令和7年度各会計予算等審査特別委員会

4月

- 10日 議会広報特別委員会(第1回)
- 17日 議会広報特別委員会(第2回)

議会広報特別委員会

- |      |        |
|------|--------|
| 委員長  | 上野 剛   |
| 副委員長 | 大井 紀美恵 |
| 委員   | 松倉 清道  |
|      | 酒井 倫明  |
|      | 川島 優   |
|      | 合羽井 達男 |